

『障害者総合支援六法 令和六年版』お詫びと訂正

本書の記述に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。（二〇二四（令和六）年九月一八日更新）

該当箇所	誤	正
一三二六頁 中段 一八行目	ト （略）	ト 介護給付費等単位数表第7の5のりの医療連携体制加算Ⅳを算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準 (1) 当該指定短期入所事業所等の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、看護師を一名以上確保していること。 (2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。 (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。